

男川浄水場更新事業

審査報告書

平成24年12月19日

男川浄水場更新事業提案審査委員会

1 事業概要

(1) 事業の名称

男川浄水場更新事業

(2) 事業に供される公共施設等の種類

ア 男川浄水場

イ 男川浄水場 場外施設等（既設）

（ア）場外施設（仁木浄水場を除く。）

（イ）簡易水道施設

(3) 公共施設等の管理者等の名称

岡崎市水道事業 岡崎市長 内田康宏

(4) 事業場所

事業場所は、以下のとおりである。

項目	概要		備考
男川浄水場（新設）	計画地	岡崎市大平町塚畑 1	既設男川浄水場に隣接
場外施設（既設）	所在地	岡崎市全域	
簡易水道施設（既設）	所在地	岡崎市額田地区	

(5) 事業の目的

本市の給水量の約半分を賄う基幹浄水場である男川浄水場は、昭和 40 年の通水開始後約 47 年が経過し、老朽化、耐震性能の問題点等を抱えているため、本市では平成 29 年度の供用開始を目標に更新することとした。

なお、男川浄水場の更新には多大な事業費がかかる見通しであり、今後の水道事業の健全経営の観点から、効率的な整備・運営が求められている。

そのような中、近年、公共施設の整備や維持管理に対しては、民間ノウハウを活用して財政負担を抑制する方式が導入されてきている。

そのため、本市としても、本事業について、民間事業者の持つ技術力やノウハウを最大限活用して効率的・効果的に実施することによる財政負担の抑制を目的として、PFI 法に基づいて実施する。

(6) 本事業の概要

本事業の事業方式は、新設する男川浄水場（浄水施設、排水処理施設等）については、民間事業者が、実施設計、建設を行った後、維持管理業務を行う B T M (Build Transfer Maintenance) 方式とし、排水処理施設については、維持管理業務に、運転管理業務と発生汚泥の有効利用を含むこととし、既存の場外施設等（場外施設・簡易水道施設）に

については維持管理業務を含むこととする。

本事業の対象施設と、民間事業者の行う対象業務は、以下のとおりである。

ア 対象施設（以下「本施設」という。）

（ア）男川浄水場（新設）

- a 取水施設
- b 導水施設
- c 浄水施設
- d 各種設備
- e 送水施設
- f 管理用建物
- g 場内配管
- h 外構施設
- i 排水処理施設
- j 既存連絡施設
- k 外周道路

（イ）場外施設等（既設）

- a 場外施設
- b 簡易水道施設

【男川浄水場の概要】

処理能力	68,395 m ³ /日 (0.7917 m ³ /s) の処理が行えること	
ろ過方式	急速ろ過方式	
事業用地	面積	約 56,000 m ²
	用途	市街化調整区域
	容積率	200%
	建蔽率	60%
主要施設	取水・導水施設	沈砂池、導水ポンプ施設
	浄水施設および送水施設	着水井、粉末活性炭接触池、凝集沈殿池、急速ろ過池、浄水池、送水ポンプ施設、薬品注入設備、受変電・電気計装設備、自家発電機設備、管理用建物等
	排水処理施設	排水池、排泥池、濃縮槽、脱水施設、マンガン処理施設
供用開始	平成 30 年 2 月 1 日	

イ 対象業務（以下「本業務」という。）

（ア）男川浄水場整備業務

- a 事前調査業務

- b 実施設計業務
- c 周辺影響調査・電波障害等対策・生活環境影響調査業務
- d 建設業務
- e 工事監理業務
- f 関連業務
- (イ) 男川浄水場維持管理業務
 - a 保守点検業務
 - b 修繕業務
 - c 排水処理施設運転管理業務
 - d 脱水ケーキの有効利用業務
 - e 清掃業務
 - f 植栽管理業務
 - g 保安業務
 - h 施設見学対応協力業務
 - i 災害及び事故対策業務
 - j 事業終了時の引継ぎ業務
- (ウ) 場外施設等維持管理業務
 - a 保守点検業務
 - b 水質点検業務
 - c 補修業務
 - d 清掃業務
 - e 植栽管理業務
 - f 保安業務（簡易水道施設は除く。）
 - g 災害及び事故対策業務
 - h 事業終了時の引継ぎ業務

ウ 民間事業者の収入

本市は、民間事業者との間で締結する事業契約書に基づいて、民間事業者に対して民間事業者の行う業務の対価を以下のとおり支払う。

(ア) 男川浄水場整備業務の対価

男川浄水場等整備業務の対価については、男川浄水場整備業務に係る費用、その他初期費用（SPC 組成費用を含む。）からなり、その支払方法は、設計・工事期間中に、毎年度 1 回出来高の 10 分の 9 以内の額を支払うこととし、その残額は、男川浄水場の所有権移転・引渡し後に、民間事業者を支払うこととする。

(イ) 男川浄水場維持管理業務・場外施設等維持管理業務の対価

男川浄水場維持管理業務の対価、場外施設等維持管理業務の対価については、男川

浄水場の維持管理業務に係る費用、場外施設等の維持管理業務に係る費用からなり、その支払方法は、維持管理期間中に毎四半期に1回民間事業者に支払うこととする。

(ウ) 脱水ケーキの有効利用収入（任意提案による任意収入）

民間事業者は、男川浄水場の排水処理施設の脱水ケーキの有効利用を提案することが可能であり、脱水ケーキの有効利用収入を民間事業者の収入とすることが可能である。

なお、脱水ケーキの有効利用を提案した場合の脱水ケーキの所有権については、男川浄水場において、本市から民間事業者に有償譲渡することとする。ただし、民間事業者は脱水ケーキを提案に基づいて適正に有効利用すること。

エ 民間事業者の負担

民間事業者は、本市と民間事業者との間で締結する事業契約書に基づいて、以下の負担をする。

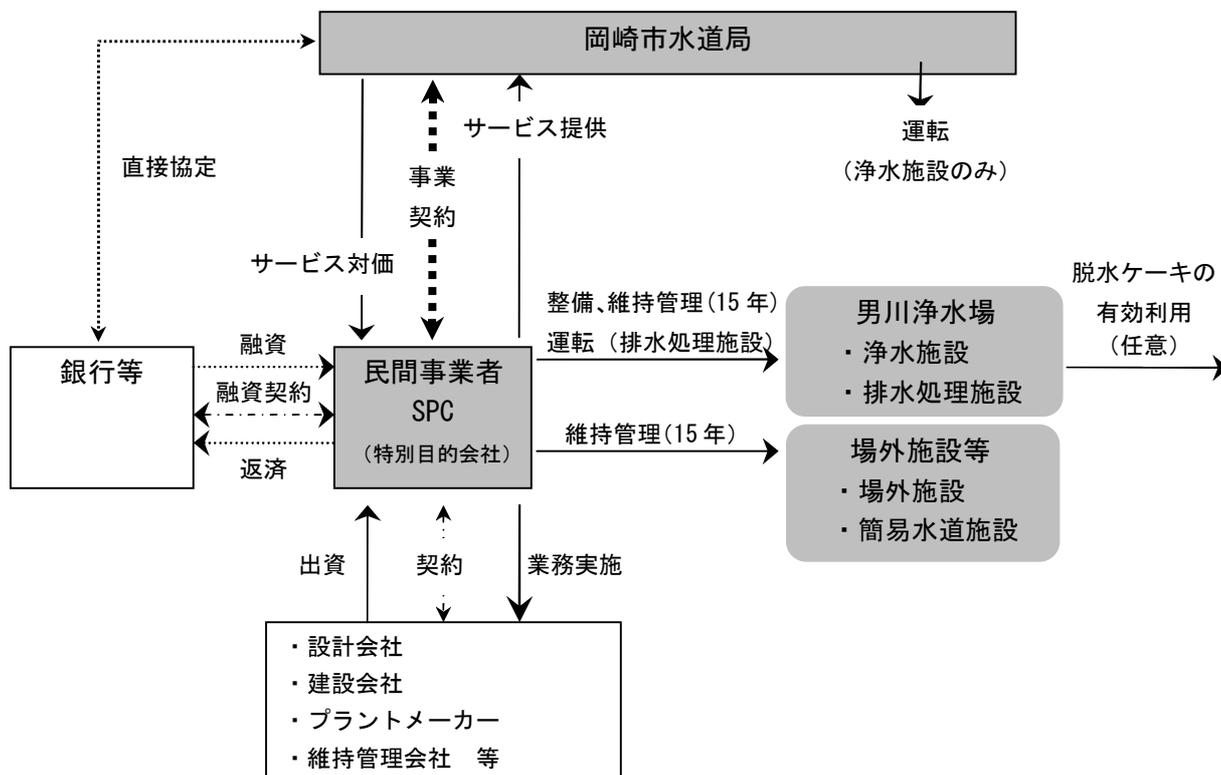
(ア) 男川浄水場整備業務の負担

民間事業者は、男川浄水場整備業務に係る費用、その他初期費用（SPC 組成費用を含む。）を、ウ（ア）の本市からの支払いがあるまでの間、負担する。

(イ) 男川浄水場維持管理業務・場外施設等維持管理業務の負担

民間事業者は、男川浄水場維持管理業務に係る費用、場外施設等維持管理業務に係る費用を、ウ（イ）の本市からの支払いがあるまでの間、負担する。

【想定事業スキーム図】



(7) 予定価格

予定価格は、以下のとおりである。提案価格が予定価格を上回っている場合は失格とする。

【予定価格】（消費税及び地方消費税相当額を除く）

予定価格	20,240,000,000円
（内訳：参考価格 施設整備費）	18,021,000,000円
（内訳：参考価格 維持管理費）	2,219,000,000円

なお、予定価格はPFI事業として実施する場合の財政負担見込額(単純合計)であり、物価変動等は含まない。

(8) 事業スケジュール

ア 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結の日から平成45年1月末日までとして、場外施設等の維持管理については、平成30年2月1日から平成45年1月末日までとする。

なお、男川浄水場の竣工時期は平成29年7月末日を期限とし、男川浄水場の引渡時期は平成30年1月末日を期限とする。（試運転期間を約6箇月間確保すること。）また、男川浄水場の維持管理については、平成30年2月1日から平成45年1月末日までとする。）

ただし、民間事業者の提案により、男川浄水場の竣工時期や引渡時期が上記の期限よりも早期になる場合は、維持管理期間（場外施設等維持管理業務を含む）の開始時期を男川浄水場の引渡日の翌日とし、維持管理期間は15年間（180箇月）とする。

【事業スケジュール】

スケジュール（予定）	内容
平成25年 1月	事業契約の締結
平成29年 7月末	施設の竣工
平成30年 1月末	施設の引渡し
2月1日	施設の維持管理、運転開始
平成45年 1月末	事業契約の終了

イ 留意事項

（ア）施設を運転しながらの工事への対応

本事業の施設整備は既存の男川浄水場を運転しながらの工事であり、市民への安定的かつ継続的な水の供給を確保しながら工事を実施し、新たな浄水施設へ円滑に移行することが求められる。

2 民間事業者選定の基本的な考え方

男川浄水場は、本市の給水量の約半分を賄う基幹浄水場であり、本市の水道水の安定供給にとって極めて重要な施設である。本事業においては、設計、建設、維持管理等の業務が円滑かつ確実に行われる必要がある。

従って、本事業の民間事業者選定方式は、価格面のみならず提案内容も含めて総合的に評価する必要があるため、総合評価一般競争入札方式によることとした。

また、学識経験者を含めた男川浄水場更新事業提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、審査委員会において提出された提案書の審査を行い評価する。本市は審査委員会による提案書の審査結果と入札価格の総合評価により、最優秀提案者を選定した。

【男川浄水場更新事業提案審査委員会】

委員長	畑田 康則 愛知学泉大学 現代マネジメント学部教授
副委員長	井上 隆信 豊橋技術科学大学大学院 工学研究科教授
委員	寺田 雄司 岡崎市 総務部長
委員	小林 健吾 岡崎市 土木建設部長
委員	吉口 雅之 岡崎市 水道局長

3 民間事業者の選定方法

審査は「資格審査」と「事業提案審査」に分けて実施した。

(1) 資格審査

5グループが入札参加表明書、入札参加資格確認申請書を提出し、5グループとも入札参加資格要件を満たしていることを確認した。

(2) 入札価格の確認

資格審査通過者である5グループが入札書類を提出し、5グループの入札価格について、本市にて入札価格が予定価格の範囲内であることを確認した。

(3) 基礎審査

5グループの提案内容について、基礎的事項をすべて満たしていることを確認した。

【基礎的事項】

基礎的事項		審査内容
資金・事業収支計画	特別目的会社（SPC）の内容	<ul style="list-style-type: none">・ SPC の設立予定先が岡崎市内であること。・ SPC の資本金額が 30 百万円以上であること。・ 各出資者の出資比率が 10%以上であること。・ 入札参加者の構成員の SPC に対する出資比率が 50%を超えていること。・ 入札参加者の代表企業の出資比率が出資者中最大であること。
	事業費の算出根拠	<ul style="list-style-type: none">・ 算出根拠が明示されていること、各提出書類の計数間の整合性がとれていること。
	実現可能性等	<ul style="list-style-type: none">・ 資金調達計画・事業収支計画が具体的に示され、明らかに実現不可能なものでないこと。
施設整備業務	男川浄水場整備業務	<ul style="list-style-type: none">・ 提案内容が、要求水準書に示す業務内容を網羅し、要求事項を満たしていること。・ 実施体制が明示されていること。・ 設計、建設の工程が明示されていること。・ 要求した施設、設備等がすべて計画されていること。・ 計画された施設の必要な費用が、計上されていること。・ 実現可能な事業スケジュールであること。・ 提示された整備計画が、明らかに実現不可能なものではないこと。

基礎的事項		審査内容
維持管理業務	男川浄水場維持管理業務、	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容が、要求水準書に示す業務内容を網羅し、要求事項を満足していること。 ・実施体制が明示されていること。
	場外施設等維持管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・提示された業務実施計画が、明らかに実現不可能なものではないこと。

(4) 加点審査

審査委員会において、5グループの提案内容について審査を行った。提案内容は、以下の「評価項目と配点」に示す評価項目について算定した。

【評価項目と配点】

(1)事業全体の実施方針、実施体制	4
(1)-1 実施方針	1
ア 長期にわたる責任を持った実施方針を評価する	
・事業の確実性を維持するための考え方、運転資金が不足した場合の対応、出資者の事業への関与が維持される仕組み、事業者の責による事業の破綻を回避するための方法を評価する。	1
(1)-2 実施体制	1
ア 長期にわたる責任を持った実施体制を評価する	
・構成員（出資者、協力企業）、協力会社の役割分担の適切さ及び明確さ、市との連絡体制、配置人員を評価する。	1
(1)-3 同類事業の実績	2
ア 浄水場及び排水処理施設の設計実績・施工実績・保守点検実績（含む PFI 事業及び DBO 事業）を評価する。	1
イ その他の PFI 事業及び DBO 事業の民間事業者の実績を評価する。	1
(2) 男川浄水場等整備業務	52
(2)-1 周辺影響調査・電波障害調査・生活環境影響調査業務	1
ア 確実で妥当な・周辺影響調査・電波障害調査・生活環境影響調査業務について評価する。	1
(2)-2 実施設計業務	7
ア 確実で妥当な実施設計業務を評価する。	
・施設全体配置計画の合理性及び配置に伴う動線について提案の内容とその具体性を評価する。	2
・将来の更新時への対応について評価する。	2
・安心・安全に配慮した設計となっているかを評価する。（予備系列等）	1
・構造物基礎は、確実で周辺環境に配慮した計画について評価する。	2
(2)-3-1 建設業務（実施体制、施工計画）	12
ア 施設整備に係る実施体制、施工計画等を評価する。	
・確実で妥当な施工計画を評価する。	2
・搬入路計画は、効率的で有効な計画か評価する。	1

	・組織が確立されており責任者が明確であり連絡体制が確立していることを評価する。	1
	・工事監督業務の内容・体制、業務のポイント等について評価する。	1
	・公共工事発生残土の有効利用は計画されているかを評価する。	1
	・盛土は適正に計画されているか、圧密沈下対策は、計画されているかを評価する。	2
	・コンクリート建造物の施工は、確実に有害なひび割れ等損傷がでない計画について評価する。	2
	・提案された施設計画に対して必要な費用は計上されているかを評価する。	2
	(2)－3－2 建設業務（周辺に配慮した施工計画）	4
	ア 施工時における周辺への配慮を評価する。	
	・施工時における周辺環境への影響対策について評価する。	1
	・災害対策計画について評価する。	1
	・工事期間中、稼動している浄水場施設の影響について評価する。	2
	(2)－3－3 建設業務（水質の安全性・水量の安定性を確保する施設計画）	9
	ア 施設計画における水質の安全性・水量の安定性を評価する。	
	・原水水質・水量の変動時における必要な浄水能力の確保対策として配慮した事項とその具体性について評価する。	2
	・沈砂池及び粉末活性炭接触池は、安定した運転が可能な構造及び容量となっているかを評価する。	1
	・沈殿池（沈殿池設備）は、安定した運転、効率的な運転が可能かどうか評価する。	1
	・急速ろ過施設（ろ過池設備）の安定した運転、効率的な運転が可能かどうか評価する。	2
	・排水処理施設の確実性、返送水の安全性確保等について、提案の内容とその具体性を評価する。	2
	・薬品の注入施設計画の確実性を評価する。	1
	(2)－3－4 建設業務（省エネルギー、環境保全に配慮した施設計画）	6
	ア 施設計画における省エネルギー、環境保全を評価する。	
	・水位差を有効に利用し、施設を決定しているかを評価する。	1
	・導入する設備について環境面での配慮をした項目とその具体性を評価する。	3
	・設備の動力から発生する二酸化炭素排出量を評価する。	
	・電気使用の効率化による節電方法について評価する。	
	・脱水ケーキの有効利用を実現するための設備計画の工夫について評価する。	1
	・新エネルギー設備の設置・運用計画について評価する。	1

(2)－3－5 建設業務（人員の省力化に資する施設計画）	3
ア 施設計画における人員の省力化を評価する。	
・浄水場運転管理の省力化が、図れる設備となっているか評価する。	1
・計装管理設備・電気設備は、機能性及び維持管理性を評価する。	1
・中央監視制御設備は、配置及び操作内容等について、その具体性・操作性を評価する。	1
(2)－3－6 建設業務（その他）	8
ア 上記審査項目の他に送水ポンプ、自家発電設備、管理棟、備品等について評価する	
・送水ポンプ等ポンプ設備の機能性について評価する。	1
・自家発電設備の性能及び操作性について評価する。	1
・管理棟の機能性について評価する。	1
・建築物の外装や外観及び土木構造物の仕上り精度について評価する。	1
・水源の切替運転方法と試運転についての提案を評価する。	1
・備品設置の内容等について評価する。	1
・その他建設業務に関する優れた提案を評価する。	2
(2)－4 工事監理業務	2
ア 確実で妥当な工事監理業務を評価する。	1
イ 鉄筋コンクリート施工時に確実な管理を行い記録する手段について評価する。	1
(3) 男川浄水場維持管理業務	25
(3)－1－1 保守点検業務（実施体制）	2
ア 保守点検業務に係る実施体制を評価する。	
・実施体制の中に維持管理の実績を持つものを担当者としているか評価する。	1
・維持管理に配置する要員の構成や資格取得者の配置人数等に対して、具体的な数値や管理体制や指揮系統等の方法を評価する。（浄水処理の保守点検・修繕、排水処理の維持管理及び場外施設の維持管理に関する提案）	1
(3)－1－2 保守点検業務（市の実施する運転業務への配慮等保守点検業務の実施計画）	7
ア 市の実施する運転業務への配慮等保守点検業務の実施計画を評価する。	
・原水水質及び水量の変動を考慮した各処理工程管理について留意した事項について評価する。	1
・薬品設備の各工程の管理目標値等について留意した事項について評価する。	1
・市の運転員の構成や配置人員を考慮した具体的な設備計画及び管理計画について評価する。	1
・市の運転員の資質向上に向けた提案内容を評価する。	1

	・排水処理設備との連携について評価する。	1
	・安全性の確保に配慮した保守点検業務内容を評価する。	1
	・日常及び定期点検についての提案内容について評価する。	1
(3)ー2 修繕業務		2
ア	修繕業務の適切性を評価する。	
	・修繕頻度の低減を考慮した機器選定を行っているか、修繕記録の分析及び更新への利用方法について評価する。	1
	・修繕の具体的提案について評価する。	1
(3)ー3 災害及び事故対策業務		4
ア	災害対策及び事故対策の適切性を評価する。	
	・災害対策及び事故対策の提案内容を評価する。	1
	・浸水対策の提案を評価する。	1
	・災害協定及びその他支援について評価する。	1
	・住民への事業説明方法及び地元配慮について評価する。	1
(3)ー4 植栽管理業務、清掃業務、保安業務		1
ア	植栽管理業務の適切性を評価する。	1
イ	清掃業務の適切性を評価する。	
ウ	保安業務の提案内容を評価する。	
(3)ー5 排水処理施設運転管理業務		1
ア	排水処理施設業務の適切性を評価する。	1
(3)ー6 脱水ケーキ有効利用業務		4
ア	脱水ケーキ有効業務の適切性・確実性等を評価する。	
	・有効利用の内容やスキームについて評価する。	2
	・有効利用の確実性を評価する。	2
(3)ー7 施設見学対応協力業務		1
ア	施設見学における協力業務の提案内容を評価する。	1
(3)ー8 事業終了時の引継ぎ業務(場外施設等維持管理業務含む)		1
ア	事業終了時の引継ぎ業務の提案内容を評価する。	1
(3)ー9 その他維持管理業務に関する提案		2
ア	その他維持管理業務に関する優れた提案を評価する。	2
(4) 場外施設等維持管理業務		6
(4)ー1 場外施設保守点検業務		3
ア	場外施設保守点検の提案内容について評価する。	2
イ	災害対策及び事故対策の提案内容を評価する。	1
(4)ー2 簡易水道施設保守点検業務		3

	ア 簡易水道施設保守点検業務の提案内容について評価する。	2
	イ 災害対策及び事故対策の提案内容を評価する。	1
(5) その他の評価項目		13
(5)-1 リスクに対する対応（リスクに対する認識と顕在化防止策）		4
ア リスクに対する認識と顕在化防止策を評価する。		
・緊急時の体制について提案内容と具体性を評価する。	1	
・リスクの把握及び分担、リスク対応策についてその内容と具体性を評価する。	1	
・機器類の事故対策として、監視制御設備の信頼性について実績や具体性を評価する。	1	
・薬品漏洩事故に対する対策を評価する。	1	
(5)-2 モニタリング方法		2
ア モニタリング方法の内容を評価する。		
・適切なセルフモニタリングのため、業務の実施プロセス及び結果の把握方法、業務受託企業を要求水準達成に向かわせる仕組み、要求水準未達が続いた場合の対応方法、市が行うモニタリングとの整合が図られているかについて、内容とその具体性を評価する。	2	
(5)-3 地域経済への配慮		7
ア 地域経済への配慮を評価する。		
・地元企業の事業への参画程度（SPCに構成員として参画、SPCに協力企業として参画、下請け会社として参画）を評価する。	3	
・地元企業への発注額を評価する。	2	
・地元からの新規雇用を確保することを評価する。	1	
・地元企業以外の者が地元から調達する資材等の金額を評価する。	1	
計		100

なお、提案内容を得点化する際は、評価項目ごとに以下の「評価区分と算定方法」に示すAからDの4段階のいずれかに評価した。

【評価区分と算定方法】

評価区分	評価の意味合い	算定方法
A	非常に優れている	配点 × 1.0
B	優れている	配点 × 0.7
C	やや優れている	配点 × 0.3
D	要求水準を満たしている	配点 × 0

4 民間事業者の評価の経過

(1) 審査委員会の開催経過

審査委員会は以下のとおり実施した。

【審査委員会の開催経過】

	開催日	主な議題
第1回	平成23年9月9日	事業概要、実施方針(案)、要求水準書(案)
第2回	平成23年11月25日	入札説明書、提案審査方法
第3回	平成24年3月30日	事業の一部変更
第4回	平成24年10月5日	提案審査
第5回	平成24年11月8日	提案審査
第6回	平成24年11月20日	提案審査
第7回	平成24年11月22日	提案審査
第8回	平成24年11月29日	提案審査
第9回	平成24年12月18日	提案審査最終確認、総合評価による落札者決定の意見

(2) 審査結果

審査委員会で審査をした結果、5グループの得点は以下の通りである。

分類	大項目	中項目	配点	1	2	3	4	5
(1)事業全体の実施方針、実施体制			4.0	3.7	3.4	3.7	3.4	3.0
	(1)-1	実施方針	1.0	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
	(1)-2	実施体制	1.0	1.0	0.7	1.0	0.7	1.0
	(1)-3	同類事業の実績	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	1.3
(2) 男川浄水場等整備業務			52.0	44.0	44.3	41.0	37.1	39.4
	(2)-1	事前調査業務	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	0.7
	(2)-2	実施設計業務	7.0	6.7	5.5	6.1	5.4	5.4
	(2)-3-1	建設業務(実施体制、施工計画)	12.0	11.1	11.4	11.4	8.9	10.3
	(2)-3-2	建設業務(周辺に配慮した施工計画)	4.0	3.7	3.7	4.0	4.0	4.0
	(2)-3-3	建設業務(水質の安全性・水量の安定性を確保する施設計画)	9.0	6.9	8.1	5.5	5.1	7.5
	(2)-3-4	建設業務(省エネルギー、環境保全に配慮した施設計画)	6.0	3.4	4.1	3.4	3.6	3.1
	(2)-3-5	建設業務(人員の省力化に資する施設計画)	3.0	2.4	2.1	2.0	1.3	2.0
	(2)-3-6	建設業務(その他)	8.0	7.1	6.7	6.2	6.8	5.4
	(2)-4	工事監理業務	2.0	1.7	1.7	1.4	1.0	1.0
(3) 男川浄水場維持管理業務			25.0	24.4	24.1	24.1	23.2	23.2
	(3)-1-1	保守点検業務(実施体制)	2.0	2.0	1.7	2.0	2.0	2.0
	(3)-1-2	保守点検業務(市の実施する運転業務への配慮等保守点検業務の実施計画)	7.0	6.4	6.4	6.4	5.8	5.5
	(3)-2	修繕業務	2.0	2.0	2.0	2.0	1.7	2.0
	(3)-3	災害及び事故対策業務	4.0	4.0	4.0	3.7	3.7	3.7
	(3)-4	植栽管理業務、清掃業務、保安業務	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
	(3)-5	排水処理施設運転管理業務	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
	(3)-6	脱水ケーキ有効利用業務	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
	(3)-7	施設見学対応協力業務	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
	(3)-8	事業終了時の引継ぎ業務(場外施設等維持管理業務含む)	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
(3)-9	その他維持管理業務に関する提案	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	
(4) 場外施設等維持管理業務			6.0	6.0	4.8	6.0	4.0	3.2
	(4)-1	場外施設保守点検業務	3.0	3.0	2.4	3.0	1.6	1.6
	(4)-2	簡易水道施設保守点検業務	3.0	3.0	2.4	3.0	2.4	1.6
(5) その他の評価項目			13.0	10.7	11.8	11.4	9.8	7.2
	(5)-1	リスクに対する対応(リスクに対する認識と顕在化防止策)	4.0	3.7	3.4	4.0	2.7	3.1
	(5)-2	モニタリング方法	2.0	2.0	1.4	1.4	1.4	1.4
	(5)-3	地域経済への配慮	7.0	5.0	7.0	6.0	5.7	2.7
計			100	88.8	88.4	86.2	77.5	76.0

(3) 審査講評（得点順）

5 グループが提出したいずれの提案内容とも、本事業の目的を達成するため、民間事業者の創意工夫が発揮された提案であった。

各グループの提案内容において特に評価された点は以下の通りである。

グループ 1

実施方針・実施体制においては、SPC の経営について、全ての出資会社でマネジメントを行うなど、事業を確実に維持する考え方、構成員・協力会社の役割、全体をマネジメントする体制等が特に優れている。

浄水場整備業務においては、管理棟の地震対策が十分に考慮されていることや、維持管理用の管廊や見学者用の歩廊の整備が提案され、維持管理者や見学者の動線への配慮が十分である。また、雨水用の調整池の設置やクラウドシステムと監視制御ネットワークの二重化により非常時にも安心して使用できる監視システムを整備するなど、実施設計業務、建設業務（実施体制、施工計画）、（質の安全性、水量の安定性を確保する施設計画）、（人員の省力化に資する施設計画）が特に優れている。

浄水場の維持管理業務においては、浄水場の運転業務等実績のある担当者を多数配置、運転ノウハウのデータベース化等による市の技術継承の支援、住民対応の体制など保守点検業務（実施体制）、（市の実施する運転業務への配慮等保守点検業務の実施計画）、災害及び事故対策業務が特に優れている。

場外施設維持管理業務においては、十分な点検頻度の設定など場外施設保守点検業務、簡易水道施設保守点検業務が特に優れている。

リスクに対する対応においては、緊急時の体制、リスクの把握・リスク顕在時の処置等が特に優れている。

モニタリングにおいては、具体的項目、具体的方法等が特に優れている。

地域経済への配慮においては、地元企業が本事業に参画している点、地元から積極的に調達している点が優れている。

グループ 2

実施方針・実施体制においては、事業を確実に維持する考え方、構成員・協力会社の役割等が優れている。

浄水場整備業務においては、非常時の対応として浄水池の容量を多く確保していることや、工期の短縮に加え、工程に余裕がある。また、場内の動線は、歩廊の設置により動線を分離していること、クラウドシステムによる万全の監視体制であること、太陽光発電設備の一部電力を利用した電気自動車の使用、万全の油流入対策、浄水のクリプトスポリジウム対策など、建設業務（実施体制、施工計画）、（水質の安全性、水量の安定性を確保する施設計画）、（省エネルギー、環境保全に配慮した

施設計画) が特に優れている。

浄水場の維持管理業務においては、住民対応の体制など保守点検業務（市の実施する運転業務への配慮等保守点検業務の実施計画）、災害及び事故対策業務が特に優れている。

場外施設維持管理業務においては、場外施設保守点検業務、簡易水道施設保守点検業務が優れている。

リスクに対する対応においては、緊急時の体制、リスクの把握が優れている。

モニタリングにおいては、具体的方法等が優れている。

地域経済への配慮においては、地元金融機関からの借入を計画するなど、複数の地元企業が本事業に参画している点、地元企業に積極的に発注している点、地元から積極的に雇用している点等が特に優れている。

グループ 3

実施方針・実施体制においては、SPC の経営について、全ての出資会社でマネジメントを行うなど、事業を確実に維持する考え方、構成員・協力会社の役割、全体をマネジメントする体制等が特に優れている。

浄水場整備業務においては、工期短縮の提案、安全かつ利便性の高い歩廊の整備や、原水水質の徹底した監視環境の整備など、実施設計業務、建設業務（実施体制、施工計画）、（周辺に配慮した施工計画）が優れている。

浄水場の維持管理業務においては、浄水場の運転業務等実績のある担当者を多数配置、クラウドシステムを採用した維持管理・修繕方法が提案されているなど、保守点検業務（実施体制）、（市の実施する運転業務への配慮等保守点検業務の実施計画）が特に優れている。

場外施設維持管理業務においては、十分な点検頻度の設定など場外施設保守点検業務、簡易水道施設保守点検業務が特に優れている。

リスクに対する対応においては、緊急時の体制、リスクの把握・リスク顕在時の処置が特に優れている。

モニタリングにおいては、具体的項目、具体的方法等が優れている。

地域経済への配慮においては、複数の地元企業が本事業に参画している点、地元企業に積極的に発注している点、地元から積極的に雇用している点が特に優れている。

グループ 4

実施方針・実施体制においては、事業を確実に維持する考え方、構成員・協力会社の役割等が優れている。

浄水場整備業務においては、工期短縮、雨水対策や太陽光発電設備を設置し、売

電することにより維持管理費の低減に寄与していることや、電気自動車の導入計画など、建設業務（周辺に配慮した施工計画）、（省エネルギー、環境保全に配慮した施設計画）が優れている。

浄水場の維持管理業務においては、保守点検業務（実施体制）が優れている。

モニタリングにおいては、具体的方法等が優れている。

地域経済への配慮においては、複数の地元企業が本事業に参画している点、地元から積極的に調達している点が優れている。

グループ 5

実施方針・実施体制においては、SPC の経営について、全ての出資会社でマネジメントを行うなど、事業を確実に維持する考え方、構成員・協力会社の役割等が優れている。

浄水場整備業務においては、工期短縮、維持管理用、見学者用としての歩廊の設置、十分な浸水対策、各水源の原水変動の対策、浄水のクリプトスポリジウム対策など、建設業務（周辺に配慮した施工計画）、（水質の安全性、水量の安定性を確保する施設計画）が優れている。

浄水場の維持管理業務においては、保守点検業務（実施体制）が優れている。

リスクに対する対応においては、緊急時の体制、リスクの把握が優れている。

モニタリングにおいては、具体的方法等が優れている。

地域経済への配慮においては、地元企業が本事業に参画している点が優れている。

5 最後に

本事業は老朽化した男川浄水場を更新する事業ですが、民間事業者の業務内容は、新設する男川浄水場の実施設計、建設、維持管理業務のみならず、排水処理施設については運転管理業務と発生汚泥の有効利用を含み、さらに既存の場外施設等（場外施設・簡易水道施設）の維持管理業務を含むなど、多岐にわたっています。

審査委員会では 5 グループを審査致しましたが、いずれの提案内容とも本事業の内容を踏まえつつ、民間事業者の創意工夫を発揮して、本事業を効率的かつ効果的に実施する内容でした。そのため、審査委員会としましては、提案書提出後に 6 回にわたり審査委員会を開催して各グループの提案内容を慎重に審議致しました。審査結果は上記のとおりですが、特にグループ 1、2、3 については僅差となりました。

最後になりますが、応募者の提案にあたっての熱意と努力には敬意を表したいと思います。

以上